

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由第一点について。

原判決認定の事実関係によれば、所論競売申立後同登記嘱託に至るまでの間において、岡山地方裁判所における執行事件担当の係官の措置に、故意又は過失があつた事実はとうてい、みとめられない。所論法規解釈のいかんにかかわらず、右の理由にもとづいて、上告人の本訴請求を棄却した原判決は正当である。論旨は理由がない。

その余の論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」（昭和二五年五月四日法律一三八号）一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山	茂
裁判官	小	谷	勝
裁判官	藤	田	八 郎
裁判官	谷	村	唯 一 郎
裁判官	池	田	克